

令和6年度 特別区民税・都民税の定額減税について

令和6年度の特別区民税・都民税（以下、住民税といいます）では、下記のとおり、対象者に対して定額減税（特別税額控除）を行い、定額減税後の住民税額を毎月の給与から特別徴収します。

詳しい内容につきましては、荒川区ホームページをご覧ください。

1 対象者

令和6年度分住民税の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者（給与収入のみの方の場合、原則として給与収入2,000万円以下の納税義務者）

ただし、令和6年度住民税が均等割のみ課税される方や、非課税となる方については、定額減税の対象外となります。

2 定額減税額

次の(1)(2)の合計額（合計額が住民税の所得割額を超える場合には、所得割額を上限とします）

(1) 納税義務者 1万円

(2) 控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く。）

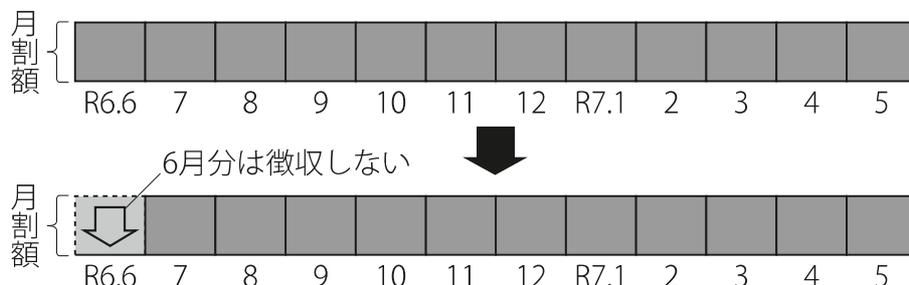
・・・1人につき1万円

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合の同一生計配偶者）については、令和6年度住民税での定額減税の適用はありません。

ただし、令和7年度住民税において、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者がいる場合には、令和7年度住民税の所得割額から1万円を控除します。

3 減税方法（給与所得に係る特別徴収の場合）

令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を11分割し、令和6年7月分から令和7年5月分まで徴収します。



<問合せ先>

荒川区役所 税務課課税係

電話 03-3802-3111 内線2316~2319、2321~2322

荒川区ホームページ <https://www.city.arakawa.tokyo.jp>

(生活便利ナビ 税金→特別区民税・都民税→令和6年度特別区民税・都民税の定額減税)